



今月のトピックス

◇ 全社協からのお知らせ

- 平成 30 年度会議・研修会開催日程について（全社協・地域福祉部）

◇ 制度・施策等の動き

- 社会・援護協関係主管会議を開催（厚生労働省）
- 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を開催（厚生労働省）

◇ その他(参考情報)

- 平成 29 年度第 3 四半期 認定就労訓練事業所における社会福祉法人の認定状況を公表（厚生労働省）

[実践事例紹介](#)

◇ 全社協からのお知らせ

平成 30 年度会議・研修会開催日程について（全社協・地域福祉部）

平成 30 年度の全社協・地域福祉部関係の会議・研修会の開催日程は下記のとおりです。

名 称	開催日	会 場
都道府県・指定都市社協 部・課・所長会議	4 月 25～26 日	全社協灘尾ホール他
都道府県・指定都市社協 地域福祉推進担当部・課・所長会議	4 月 25～26 日	全社協灘尾ホール他
都道府県・指定都市社協 ボランティアセンター所長会議	4 月 26 日	全社協灘尾ホール
災害ボランティア等に関する情報共有会議	4 月 26 日	全社協灘尾ホール
地域福祉推進委員会総会	5 月 21 日	全社協会議室
全国ホームヘルパー協議会 協議員セミナー	5 月 24 日	全社協会議室
日常生活自立支援事業担当部・課・所長会議	5 月 30 日	全社協会議室
社協活動全国会議（全国 8 ブロックにて開催予定）	未定	未定
日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会 I	7 月 17～18 日	全社協灘尾ホール他
全国福祉教育推進セミナー	7 月 30～31 日	東京都内
都道府県・指定都市社協 福祉教育担当者連絡会議	7 月 31 日	東京都内
地域生活支援ワーカー（地域福祉コーディネーター） リーダー研修会	9 月 19～20 日	全社協灘尾ホール他
生活支援コーディネーター研究協議会	10 月 22 日	全社協灘尾ホール
支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム	10 月 23 日	全社協灘尾ホール他
ボランティア全国フォーラム軽井沢 2018	11 月 3～4 日	長野県
全国ホームヘルパー協議会 ホームヘルプの質を高める研修会	12 月 10～11 日	全社協会議室
災害ボランティアセンター運営者研修	未定(1 回開催予定)	未定

平成 31 年

都道府県・指定都市社協災害ボランティアセンター担当者連絡 会議	1 月 18 日	全社協会議室
日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会 II	2 月 6～8 日	ロフォス湘南
住民参加型在宅福祉サービス全国連絡会総会	2 月 19 日	全社協会議室
住民主体の地域包括ケア推進セミナー	2 月 19～20 日	全社協灘尾ホール他



☆ 制度・施策等の動き

社会・援護局関係主管課長会議を開催（厚生労働省）

平成 30 年 3 月 1 日「社会・援護局関係主管課長会議」が開催されました。
地域福祉課及び福祉基盤課からの主な説明事項は下記のとおりです。

【地域福祉課】

1. 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について（資料 P1～）

① 「地域共生社会の実現に向けて」

・『「地域共生社会」の実現に向けて』（平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）の内容、平成 30 年 4 月から施行予定の改正社会福祉法概要、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）および、その補足説明等を含む内容とする通知（平成 29 年 12 月 12 日付「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について）」について。

② 地域福祉（支援）計画の策定（資料 P7）

・今般の改正法により地域福祉（支援）計画策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、追加される記載事項については、本来、法施行日（平成 30 年 4 月 1 日）より記載されるべきものであることから、各自治体における記載事項の追加に向けた早期検討と着手が必要。
・都道府県に対し、市町村地域福祉計画の策定に関する管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対して早急に計画策定が行われるよう支援要請。

③ 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取り組みの推進（資料 P7）

・平成 30 年度予算においても、26 億円を計上し、自治体の創意工夫ある取り組みを支援することとしており（150 自治体程度を想定）、各自治体においてモデル事業を活用しながら「地域共生社会」の実現に向けて積極的に取り組む。

2. 社会福祉協議会について（資料 P10,11）

・近年の複雑・多様化した課題に対応するため、社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取り組み推進。
・被災地におけるボランティア活動を円滑に進めるためには災害ボランティアセンターの役割が重要になることから、各自治体は、その設置・運営を担う社会福祉協議会と、災害時における災害ボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担、情報共有などについて平時から協議を行い、事前準備に務める。

3. 日常生活自立支援事業等について（資料 P11）

・日常生活自立支援事業の平成 30 年度国庫補助基準額は、本年度と同様となる（下記のとおり）。
・なお、地域福祉部より厚生労働省社会・援護局地域福祉課に国庫補助の取扱いについて確認をし、「各自治体への配分は、原則は算定基準額により算出した額とするが、この金額により難しい特段の事情がある場合には、平成 29 年度同様、執行の段階で、補助金全体の予算の範囲内で、個別に協議を受け対応する」との口頭で回答を得ている。

（参考）「日常生活自立支援事業」の平成 30 年度国庫補助算定基準額

	国庫補助基準額
利用契約者 1 人・1 月当たりの算定額 （専門員の人件費等の一部相当）	6,600 円
生活保護受給者サービス利用料 1 人・1 月 当たりの算定額 （生活支援員の人件費等の一部相当）	2,500 円

※本事業の補助率は 1/2 であるため、上記補助基準額と、各自治体の所要額とを比較して、いずれか低い方の金額



の 1/2 が国庫補助額となる。

※補助基準額は、補助金交付段階において配分を行う際のメルクマールであり、各都道府県等の事業実施（支出）段階において、上記の単価に拘束されるものではない。

※利用者 1 人・1 月当たり事業費は、当該年度の実績ではなく、前年度実績を踏まえた推計数による概算払いとする。実績報告段階において推計数に変動が生じた場合でも、実際の支出経費が基準額を下回っていない限り、補助金の返還は要しない。

4. 生活困窮者自立支援制度について（資料 P 26～）

- ①基本理念・定義の明確化、②自立相談支援事業の利用勧奨の努力義務の創設、③関係機関間の情報共有を行う会議体の設置、④自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進、⑤都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、⑥福祉事務所を設置していない町村による相談の実施、⑦子どもの学習支援事業の強化、⑧居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）等の改正法案の概要。
- 本事業の委託先の選定等に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことは必ずしも適切ではないとの考え方を提示。（資料 P 38）
- 生活困窮者自立支援制度関係の平成 30 年度予算案(*1)等について。（資料 P 38～）
- 平成 30 年度に向けた取り組みのポイントについて、自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進する観点から、人員配置が手厚く実績も高い自治体に対する基本基準額の嵩上げ。（資料 P 52）

5. 成年後見制度利用促進法に基づく国の基本計画推進に向けて（資料 P 23～）

①内閣府から厚生労働省への事務移管等について（資料 P 23）

- 現在、内閣府が担っている成年後見制度利用促進に関わる事務は、平成 30 年度より厚生労働省に移管され、平成 30 年 4 月より社会・援護局地域福祉課に「成年後見制度利用促進室（仮称）」が設置。
- 高齢者・障害者に対する制度利用促進施策を所管する老健局、障害保健福祉部と連携し、関連施策の一体的な推進を図る体制を整備。
- これにより、日常生活自立支援事業の所管は、「成年後見制度利用促進室」に移管予定。

②国の基本計画推進に向けての財政措置及び技術的支援について（資料 P 23）

- 平成 30 年度において、地方交付税措置として、成年後見等実施機関運営事務費が新設される方向で政府部内調整中。
- 平成 29 年度厚生労働省の老人保健健康増進等事業により日本社会福祉士会が研究委員会を設置し、中核機関等の設置業務が円滑に行われるよう自治体向けの「手引き」の検討を行っているが、作成次第、公表予定。

【福祉基盤課】

- すべての社会福祉法人において、毎会計年度、社会福祉充実残額を算定しなければならないが、残額が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、毎会計年度 6 月 30 日までに計算書類等にあわせて、所轄庁宛に社会福祉充実計画の承認を申請しなければならない。
- 平成 29 年度に策定した社会福祉充実計画の変更を行う法人がある場合には、変更承認手続等を行う必要がある。
- 地域における公益的な取り組みの推進については、「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）(*2)において、あらためてその解釈を明確化する。

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】社会・援護局関係主管課長会議（平成 30 年 3 月 1 日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195476.html>

*1 平成 30 年度予算案については、News File 8 号（平成 30 年 1 月 23 日号）に記載

*2 「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」は News File 9 号（平成 30 年 2 月 23 日号）に記載



全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を開催（厚生労働省）

平成 30 年 3 月 6 日、厚生労働省は、「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」を開催し、平成 30 年度介護報酬改定のほか、第 7 期介護保険事業（支援）計画の進捗、介護施設等の整備及び運営、介護人材の確保、認知症施策の推進等を示しました。

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 30 年 3 月 6 日）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000196031.html>

◇ その他（参考情報）

平成 29 年度第 2 四半期 認定就労訓練事業所における社会福祉法人の認定状況を公表（厚生労働省）

平成 30 年 2 月 26 日、厚生労働省は、認定就労訓練事業所の認定状況（平成 29 年度第 3 四半期）を公表しました。

平成 29 年 12 月 31 日時点における認定就労訓練事業所の認定件数は、1,238 件で、利用定員合計は、3,261 名。法人種別では、「社会福祉法人」が 705 件と最も多く、全体の 56.9%を占めています。「社会福祉法人」の認定件数は、平成 29 年度第 2 四半期（平成 29 年 9 月 30 日時点）に比べ 75 件増加し、法人種別ごとの割合は 0.8 ポイント増加しています。

詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】認定就労訓練事業所の認定状況（平成 29 年度第 3 四半期）の集計結果

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/290630.pdf>



実践事例紹介

～キラリと光る★全国の社協の取り組み～

実践① 品川区社会福祉協議会（東京都）

「支え愛・ほっとステーション」を核に、地域福祉コーディネーターと住民ボランティアのコラボによるきめ細かな支援活動を展開

- 全 13 地区に「支え愛・ほっとステーション」を設置し、住民に身近な福祉の相談窓口やフリースペースといった地域の活動拠点を担っている。
- 各拠点に 2 名ずつコーディネーターを配置し、①相談業務、②つなぐコーディネート業務、③アウトリーチ訪問などを行っている。
- 地域住民が「地域支援員（ボランティア）」に登録して、ちょっとした日常生活上の困りごとに 30 分 200 円でお手伝いを行う「ほっとサービス」や、定期訪問などの「見守りサービス」の提供、フリースペースの運営などを行っている。

詳細は、別添資料 1、品川区社会福祉協議会の HP をご覧ください。

<http://shinashakyo.jp/sasaeai/>

【参考】「社協・生活支援活動強化方針」(第2次アクションプラン)との関連

<input checked="" type="checkbox"/> アウトリーチの徹底	<input checked="" type="checkbox"/> 地域づくりのための活動基盤整備
<input checked="" type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（総合相談体制の構築）	<input type="checkbox"/> 行政とのパートナーシップ
<input checked="" type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（生活支援体制づくり）	<input type="checkbox"/> その他（該当なし）

実践② 四国中央市社会福祉協議会（愛媛県）

山間部における地域の居場所づくり「茶れんじ」の取り組み

- 福祉サービス事業所がない山間部に住む住民を支援するために、「生活支援及び孤立の解消を図る活動推進事業」として「茶レンジ」という独自の活動をすすめている。
- ボランティア団体「茶レンジ」として登録しており、15 人の住民を中心に、清掃活動、調理訓練、農作業、原木の栽培、そうめん流し大会、クリスマス会などを企画し、地域住民の交流が生まれている。

詳細は、地域福祉・ボランティア情報ネットワーク HP をご覧ください。(NORMA 2016 年 10・11 月号「社協活動最前線」掲載事例)

<https://www.zcwvc.net/news-file-掲載事例/no-10-1/>

【参考】「社協・生活支援活動強化方針」(第2次アクションプラン)との関連

<input type="checkbox"/> アウトリーチの徹底	<input checked="" type="checkbox"/> 地域づくりのための活動基盤整備
<input checked="" type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（総合相談体制の構築）	<input type="checkbox"/> 行政とのパートナーシップ
<input checked="" type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（生活支援体制づくり）	<input type="checkbox"/> その他（該当なし）

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

≪配信元≫

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 c-info@shakyo.or.jp

* 「News File」では、毎月 1 回、地域福祉担当の皆様に参加になる関連トピックスを発信します。併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があれば上記事務局（電話か e メール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。